

進級・卒業判定基準

(概要)

「学則」および「学則施行細則（教務内規）」に則り、3月上旬に実施される卒業判定会議、3月中旬に実施される進級判定会議において、学修成果を厳格かつ適正に評価し履修を認定したうえで、以下を満たした場合、校長が卒業の認定または課程の修了の決裁を行っている。

(卒業)

- 授業料等の納入金が全納入されること
- 各学科における所定の授業時間数を履修し、当該課程を修了したとき

(進級)

- 各年次所定の授業時間数以上を修了したとき
- 残りの修業年限で卒業できる可能性があるとき

学生に対する「卒業の認定・課程の修了、進級の認定」の公表について、担任等から当該学生に通達される。

なお、学生が身に付けるべき資質・能力等、人材育成目標については、「スポーツや医療・福祉の現場等で人々の健康を支援することができ、パフォーマンスを発揮する為のコンディショニング・リコンディショニング、トレーニング、日常生活復帰に向けた機能改善エクササイズを個人、または集団に指導できる学生」「各種スポーツに対応し、多様化したニーズに応えるトレーニング指導、コーチングができる。また北海道のプロスポーツと地域社会と連携し、スポーツ等のイベントを通じ、多種目・多世代の生涯スポーツの推進及び、地域の産業活性化に貢献できる学生」と定める。